

保 護 者 殿

あきる野市立五日市中学校長

感染症による出席停止について

学校は、特に感染力の強い病気にかかると他の健康な児童生徒に感染させない、拡大させないために一定期間、学校を出席停止していただくことがあります。

出席停止が必要な感染症の種類と日数は、学校保健安全法という法律に定められています。

これらの感染症にかかった可能性がある場合は、早めに医師の診断を受け、その結果を学校に連絡してください。

出席停止となった後、再登校させる場合には、なるべく医師の指導を受け、お子様の健康状態をよく見定めた上で、下記「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、再登校する初日に担任に提出してください。

☐ 再登校日の決定は、なるべく医師の指導を受けるようにしてください。

☐ 医師の書いた治癒証明書または診断書の学校への提出は、必要ありません。

..... き..... りとりせん

学 校 長 殿

学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

_____ 年 _____ 組 _____ 氏名 _____

_____ 月 _____ 日 (_____) に下記のとおり診断されました。

病名： _____

受診した医療機関名： _____

このため、_____ 月 _____ 日 (_____) から _____ 月 _____ 日 (_____) まで欠席させて
いましたが、_____ 月 _____ 日 (_____) から登校させますので届け出ます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

出席停止が必要な感染症の種類とその期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	<u>新型コロナウイルス感染症</u>	<u>発症後 5 日経過、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで（発症した日を 0 日とします）</u> <u>※両方の条件を満たすことが必要です。</u>
	<u>インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）</u>	<u>発症後 5 日経過、かつ解熱後 2 日を経過するまで（発症した日を 0 日とします）</u> <u>※両方の条件を満たすことが必要です。</u>
	<u>百日咳</u>	<u>特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	<u>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</u>	<u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が現れた後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで</u>
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後 2 日を経過するまで
第三種感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他感染症	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎	出席停止となる可能性がある感染症 （出席停止は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上判断する。）

（参照元：日本学校保健会 学校において予防すべき感染症の解説）

※ 波線部が平成 24 年 4 月 1 日の法改正により追加または修正された箇所です。

※ 下線部が令和 5 年 5 月 8 日の法改正により追加または修正された箇所です。